
プロジェクト	「見積りの不確実性の発生要因」及び「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する開示
項目	第 29 回ディスクロージャー専門委員会及び第 418 回企業会計基準委員会で聞かれた意見及び対応案

本資料の目的

1. 本資料は、「見積りの不確実性の発生要因」に関する開示に関連して、第 29 回ディスクロージャー専門委員会（2019 年 10 月 7 日開催）（以下「第 29 回専門委員会」という。）及び第 418 回企業会計基準委員会（2019 年 10 月 10 日開催）で議論した項目について、聞かれた主な意見及び対応案をまとめたものである。

ASBJ 事務局の提案及び聞かれた意見

個別財務諸表への適用に関する再検討

【ASBJ 事務局の提案】

2. ASBJ 事務局は、開発中の会計基準の文案に次の記述を追加する提案を行った。

9. 連結財務諸表を作成している場合、個別財務諸表においては、識別した項目ごとに、当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法に関する記述をもって第 7 項(2)の注記（注：会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報）とすることができる。この場合、連結財務諸表における記載を参照することができる。

（結論の背景）

31. 本会計基準に基づく会計上の見積りの開示は、連結財務諸表と個別財務諸表に同内容の開示を求めることを原則としているが、2013 年 6 月 20 日に企業会計審議会から公表された「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」で取り上げられた「単体開示の簡素化」を踏まえ、連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表の開示については、識別した項目ごとに、当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法に関する記述をもって第 7 項(2)の注記とする、簡素化された開示を認めることとした。

【第 29 回専門委員会で聞かれた意見】

「当面の方針」の 2 つの視点を充足するべきではないかとの意見

3. ASBJ 事務局の提案内容は、「当面の方針」における 2 つの視点¹のうち、(2)しか満たしていないように思われる。また、このような提案を行った経緯についても結論の背景において説明する方がよい。

(対応案)

第 28 回ディスクロージャー専門委員会（2019 年 9 月 24 日開催）において、2 つの視点(1)及び(2)に沿う形での文案を提案したところ、うまく機能しないかもしれないとの意見が聞かれたことを踏まえて今回の提案を行っている。そのため、当該提案は、視点(1)及び(2)は完全に充足するものにはなっていないかもしれないが、依然として「多くの財務諸表の作成者が主たる情報を連結ベースとしており、多くの利用者が、まずは連結ベースにおける情報を分析し、不足する場合に補足的に単体情報を利用している」という視点(1)を踏まえた提案になっていると考えられる。

なお、結論の背景については、審議事項(3)-2 の基準文案の第 29 項において「単体開示の簡素化」を踏まえた旨を記述している。

例示された項目を強制的に注記させるために違和感があるとの意見

4. 提案内容の第 9 項にある「当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法」は、基準文案²の第 8 項にて注記事項の例示とされているものである。例示とされた内容を強制的に注記させることには違和感がある。

¹ (1) 金商法連結における開示と金商法単体における開示を比較して、金商法単体の情報が金商法連結における情報に包含される場合など、連結の情報から単体の情報が推測できる程度の相関関係があるのかどうかという視点

- これについては、多くの財務諸表の作成者が、投資者に対して提供すべき主たる情報を連結ベースとしており、また、多くの財務諸表利用者が、まずは連結ベースにおける情報を分析し、不足する場合には補足的に単体情報を利用しているという実務的な観点を考慮しているとされている。

(2) 金商法単体における開示を免除した場合であっても単体財務諸表としての体裁を大きく損なわないか（投資者にとって必要な情報が開示されているか）どうかという視点

² 聞かれた意見における「基準文案」とは、第 29 回専門委員会及び第 418 回企業会計基準委員会にてお示しした基準文案のことを指している。第 29 回専門委員会及び第 418 回企業会計基準

(対応案)

識別した項目ごとに、①当該提案の定めに従って金額の算出方法を注記するか、又は②通常通り、開示目的に照らして「会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報（基準文案の第7項の(2)）」を注記するかを作成者は選択することができると考えられる。そのため、①が負担となる場合は、②を選択することができるため、特段対応しないことが考えられる。

単体開示の簡素化そのものは目的ではないとの意見

5. 第29回専門委員会資料(2)-1の第7項の分析における「単体開示の簡素化の観点も踏まえ」という表現は、単体開示の簡素化そのものが目的であるかのようにも見える。従来からの利用者の主張は、まず、連結の開示を充実させ、その結果不要になっていく単体の開示については簡素化できるというものであることから、厳密には連結の開示の充実及び単体の簡素化の観点となる。

(対応案)

ASBJ事務局においても、単体開示の簡素化そのものが目的ではないことは認識しており、本会計基準(案)も連結の開示の充実に資するものとなると認識している。

【第418回企業会計基準委員会で聞かれた意見】**理解しやすい提案内容であるとの意見**

6. 前回の提案に比べて理解しやすい形になったので、方向性としてはこれでよい。

(対応案)

ASBJ事務局の提案に賛成する意見である。

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の文案**【第29回専門委員会で聞かれた意見】**

7. 特に意見は聞かれなかった。

委員会の基準文案は、本資料の別紙を参照。

【第 418 回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

開示すべき内容が基準文案から正しく理解できるかを懸念する意見

8. 基準文案の第 7 項(1)の「当年度の財務諸表に計上した金額」の開示を求める定めは、貸借対照表に計上された勘定科目の金額ではなく、基準文案の第 5 項に基づき識別された見積りの項目に関する金額を記載するものと理解しているが、その旨が結論の背景で説明されていないため、基準文案から趣旨が正しく伝わるかを懸念する。

(対応案)

IAS 第 1 号「財務諸表の表示」でも同じ表現が用いられているが、IFRS 基準に基づく実務において指摘されたような問題は発生していないと ASBJ 事務局では理解しており、特段対応しないことが考えられる。

9. 基準文案の第 8 項(3)の「翌年度の財務諸表に与える影響」として注記することが想定されるのは、見積り及びその実績が異なることの影響であり、見積り方法が変更する可能性や、これまで見積れなかったものが見積れるようになる可能性は想定されていないと理解している。しかし、基準文案の第 29 項に「翌年度においてどのように変動する可能性があるのか」及び「その発生可能性はどの程度なのか」といった記述があるために、前述の趣旨が正しく伝わるかを懸念する。

(対応案)

ASBJ 事務局では、翌期に実績が明らかになる場合、及び翌期に見積りの見直しを行うことにより見積りの変動分が損益に認識される場合を想定しており、これまで見積れなかったものが見積もれるようになる場合は想定していない。

想定される注記内容が明確になるよう、審議事項(3)-2 の第 27 項を修正している。

10. 前項に関連して、見積りの見直しには、見積りの方法を変更する場合、又は見積りに用いるインプットを変更する場合があるため、その点が基準文案の第 29 項から明確にわかるようにすべきである。

また、この点については、企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」との関係についてもわかるように記述すべきである。

(対応案)

ASBJ 事務局では、インプットを変更する場合のみを想定していたが、基準文案の第 29 項の「どのように変動する可能性があるのか」という表現は、見積り方法の変更も含まれるように解釈できてしまうため、そうではないことが明確になるようにするとともに企業会計基準第 24 号との関係も記述するよう、審議事項(3)-2 の第 27 項を修正している。

企業固有の情報を求めることについて、基準本文と結論の背景の記述の関係を検討すべきとの意見

11. 基準文案の結論の背景の第 28 項及び第 29 項では、「…として記載することのみでは、企業固有の情報とはならない」という強い調子の記述となっている。その趣旨は理解できるものの、基準本文において企業固有の情報を求める記述がないにもかかわらず、結論の背景においてのみ求める形となっているため、基準本文と結論の背景の記述の関係について検討が必要ではないか。

(対応案)

審議事項(3)-2 の第 26 項及び第 27 項を修正し、企業の置かれている状況がわかるようにすることで、財務諸表利用者に有用な情報を提供することとなると記載している。

「コメントの募集及び公開草案の概要」の文案

【ASBJ 事務局の提案】

12. ASBJ 事務局は、文案の修正に加えて、公開草案の公表期間を 2 か月強とすることを提案した。

【第 29 回専門委員会で聞かれた意見】

公開草案の公表期間を 2 か月強とすることに賛成する意見

13. 公開草案の公表期間を 2 か月強とすることに賛成する。

(対応案)

ASBJ 事務局の提案に賛成する意見である。

【第 418 回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

公開草案の公表期間を 2 か月強とすることに賛成する意見

14. 適正手続で定められた原則的な公表期間³を満たしており、文案の分量に照らして
妥当な期間であると考えられることから、公開草案の公表期間を 2 か月強とす
ることに賛成する。

(対応案)

ASBJ 事務局の提案に賛成する意見である。

以 上

³ 「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」第 19 条第 3 項に「前 2 項による公開の期間は、原則として、2 ヶ月以上とする。ただし、重要性や緊急性を勘案し、委員会の議決により、短縮することができる。」と定められている。

別紙

**第 29 回専門委員会及び第 418 回企業会計基準委員会にてお示した基準文案
(関連する項のみ抜粋)****会計基準****Ⅲ. 開 示****2. 開示する項目の識別**

5. 会計上の見積りの開示を行うにあたり、当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高い項目を識別する。識別する項目は、通常、当年度の財務諸表に計上した資産及び負債である。

なお、直近の市場価格により時価評価する資産及び負債の市場価格の変動は、項目を識別する際に考慮しない。

3. 注記事項

6. 前項に基づき識別した項目について、項目名を注記する。
項目名は、本会計基準に基づいて識別した会計上の見積りの内容を表すものとする。また、識別した項目が複数ある場合には、それらの項目名は独立の注記項目としてまとめて記載する。
7. 第 5 項に基づき識別した項目のそれぞれについて、第 6 項に基づき注記した項目名に加えて次の事項を注記する。
- (1) 当年度の財務諸表に計上した金額
 - (2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報
 - (1)及び(2)の事項の具体的な内容や記載方法(定量的情報若しくは定性的情報、又はこれらの組み合わせ)については、第 4 項の開示目的に照らして判断する。
- なお、(1) (1)及び(2)の事項について、会計上の見積りの開示以外の注記として財務諸表に記載している場合には、当該注記を参照する旨の記載をすることができる。
8. 前項(2)の会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報について、第 4 項の開示目的に照らして注記する事項には、例えば次のようなものがある。
- (1) 当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法
 - (2) 当年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

- (3) 翌年度の財務諸表に与える影響

結論の背景

I. 開示

3. 注記事項

(財務諸表利用者の理解に資するその他の情報)

28. 例えば、当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法や当該金額の算出に用いた主要な仮定についての情報は、当年度の財務諸表に計上した金額について財務諸表利用者が理解したうえで、企業が当該金額の算出に用いた主要な仮定が妥当な水準又は範囲にあるかどうか、企業が採用した算出方法は妥当かどうかについて判断するための基礎となる有用な情報である場合がある。

ただし、会計基準等における取扱いを算出方法として記載することのみでは、企業固有の情報とはならない。

29. また、翌年度の財務諸表に与える影響は、当年度の財務諸表に計上した金額が翌年度においてどのように変動する可能性があるのか、また、その発生可能性はどの程度なのかを財務諸表利用者が理解するうえで有用な情報である場合がある。翌年度の財務諸表に与える影響を定量的に示す場合には、単一のコ額のほか、合理的に想定される金額の範囲を示すことも考えられる。

ただし、翌年度の財務諸表に与える影響として、会計基準等における取扱いに基づく結果を影響として記載することのみでは、企業固有の情報とはならない。

以上